

新旧対照表

東京都大腸がん検診の精度管理のための技術的指針（令和6年●月）

新	旧
<p>第1から第9まで（現行のとおり）</p> <p>第10 事業評価</p> <p>大腸がん検診は、科学的に効果の明らかな方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であり、区市町村は、「大腸がん検診のためのチェックリスト（市区町村用）（様式7号）」を用い、検診の実施状況を把握した上で、本チェックリストの事項が確実に実施されるよう、体制の整備に努めるとともに、検診実施機関等の関係機関と十分協議を行う。</p> <p>また、東京都生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果や助言を踏まえ、検診実施機関の選定や実施方法等の改善に努める。</p> <p>なお、大腸がん検診における事業評価の基本的な考え方は、「がん検診事業のあり方について」（がん検診のあり方に関する検討会（令和5年6月））に示されている。報告書の見直しが行われた場合は、新たな内容に基づき事業評価を行うこととする。</p> <p>第11 検診実施機関</p> <p>1 検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で大腸がん検診が円滑に実施されるよう、「大腸がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用）（様式8号）」を用い、本チェックリストの事項が確実に実施されているか確認を行い、便潜血</p>	<p>第1から第9まで（略）</p> <p>第10 事業評価</p> <p>大腸がん検診は、科学的に効果の明らかな方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であり、区市町村は、「大腸がん検診チェックリスト（区市町村用）（様式7号）」を用い、検診の実施状況を把握した上で、本チェックリストの事項が確実に実施されるよう、体制の整備に努めるとともに、検診実施機関等の関係機関と十分協議を行う。</p> <p>また、東京都生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果や助言を踏まえ、検診実施機関の選定や実施方法等の改善に努める。</p> <p>なお、大腸がん検診における事業評価の基本的な考え方は、「がん検診事業のあり方について」（がん検診のあり方に関する検討会（令和5年6月））に示されている。報告書の見直しが行われた場合は、新たな内容に基づき事業評価を行うこととする。</p> <p>第11 検診実施機関</p> <p>1 検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で大腸がん検診が円滑に実施されるよう、「大腸がん検診チェックリスト（検診実施機関用）（様式8号）」を用い、本チェックリストの事項が確実に実施されているか確認を行い、便潜血検査等の</p>

新旧対照表

東京都大腸がん検診の精度管理のための技術的指針（令和6年●月）

新	旧
<p>検査等の精度管理に努める。 2 から 5 まで（略）</p> <p>第 12（現行のとおり）</p> <p>（別紙 1）仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目（大腸がん検診） ※ 国立がん研究センター作成様式（令和 6 年 3 月）に差替え</p> <p>（様式第 1 号）から（様式第 6 号）まで（現行のとおり）</p> <p>（様式第 7 号）大腸がん検診のためのチェックリスト（市区町村用） ※ 国立がん研究センター作成様式（令和 6 年 3 月）に差替え</p> <p>（様式第 8 号）大腸がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用） ※ 国立がん研究センター作成様式（令和 6 年 3 月）に差替え</p>	<p>精度管理に努める。 2 から 5 まで（略）</p> <p>第 12（略）</p> <p>（別紙 1）仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目（大腸がん検診） ※ 国立がん研究センター作成様式（令和 3 年 3 月）</p> <p>（様式第 1 号）から（様式第 6 号）まで（略）</p> <p>（様式第 7 号）大腸がん検診のためのチェックリスト（市区町村用） ※ 国立がん研究センター作成様式（平成 31 年 3 月）</p> <p>（様式第 8 号）大腸がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用） ※ 国立がん研究センター作成様式（令和 5 年 3 月）</p>